

2025 年度「学びと体験・出発(たびだち)講座」利用規程

1. 受講契約の成立

1) 島根大学生生活協同組合(以下、生協という)が運営する「学びと体験・出発(たびだち)講座」(以下、本講座という)は、本規程により取り扱いをします。本規程に定めなきものについては、島根大学入学準備サイトおよび生協の内規等の定めによるものとします。

2) 生協の組合員および島根大学入学予定者(以下、組合員という)が本規程に合意し、2025 年度総合申込書または Vsign サイトで申込手続きを完了し、生協より購入予約明細書および当書面を送付した時点で受講契約が成立します。

2. 役務(権利)の内容

1) 役務の種類:

(1) 2025 年 4 月～12 月に計 19 コマの講座

グループ形式での基本講座。講座は 1 コマ 90 分。

週 1 回、(希望により)決まった曜日に受講していただきます。

(2) 自分の感情を扱う能力である EQ を図る『スチューデント EQ (SEQ)』2 回受診と解説

(3) 自分の学びと体験を「軌跡」として記録するためのツールである『生活ポートフォリオ』の活用

(4) 自己の成長目標を設定する大学生活スタートプログラムを 4 月に実施。

(5) 希望者が参加する「シドニー異文化体験ツアー8 日間」を 9 月に実施。

2) 役務をおこなう者: 島根大学生協が指定する講師および講座スタッフ(学生スタッフ)として認めた者。

3) 使用するテキスト・教材等:

- ・SEQ 解説ワークブック
- ・生活ポートフォリオ一式

3. 役務の対価(権利の販売価格)

受講料 消費税込価格 94,200 円

本体価格(税別) 84,780 円 + 10%消費税 9,420 円

<価格の内訳(税込)>

A) 諸費用(事務手数料) 5,000 円

B) 生活ポートフォリオ一式 1,550 円

C) 講座運営料・講師料 52,250 円(1 コマ単価 2,750 円×19 コマ)

D) 大学生活スタートプログラム運営費 20,000 円

(i) スチューデント EQ 2 回受診料 4,400 円

(ii) セミナー運営費用 15,600 円

E) プロジェクト参加費 15,400 円

(i) 後期企業プロジェクト参加費(交通費、宿泊費など)10,000 円

(ii) プロジェクト運営費 5,400 円

F) 「シドニー異文化体験ツアー8 日間」申込金別途案内(希望者が対象)

4. 上記の金銭の支払時期

1) お支払いは 2025 年 4 月 6 日(日)までにお済ませください。分割払いを希望の場合は大学生協ローンの手続きをお願いします。

5. クーリング・オフに関する事項

イ) お申し込み後に生協より購入予約明細書と併せて本書面を送付しますので、書面を受領した日から起算して 8 日間は申込者は書面によりクーリング・オフをおこなうことができます。

ロ) クーリング・オフは、申込者が、その契約の解除をおこなう旨の書面を発した時に、その効力を生じます。

ハ) クーリング・オフがあった場合には、生協は、申込者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。

ニ) クーリング・オフがあった場合において、既に役務が提供されたときにおいても、生協は、申込者に対し、その役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。

ホ) クーリング・オフがあった場合において本役務の代金を受領しているときは、生協は申込者に対しその代金を返還します。

6. 講座の解約に関する事項

イ) クーリング・オフ期間経過後においては、申込者は以下の条件で講座の解約をおこなうことができます。

ロ) 2025 年 4 月 7 日(月)からおこなう講座オリエンテーション開始日までの解約については、左記の A) 諸費用を除いた金額を返金します。

ハ) 2025 年 4 月 7 日(月)からの講座オリエンテーション開始後、2025 年 4 月 24 日(木)までに解約があった場合には、提供した役務の対価に応じた金額を差し引いて返金します。

●左記の A) 諸費用および B) 生活ポートフォリオ一式の代金は返金できません。

●D) 大学生活スタートプログラムは、(i) スチューデント EQ 受診料は 2 回受診の特別価格ですので、1 回受診後は返金できません。

(ii) セミナー運営費はセミナー実施後は返金できません。

●C) 講座運営料は、解約の申し出以降に実施する未実施の講座コマ数分を返金します。

●E) 後期企業プロジェクト参加費は返金します。

●F) 「シドニー異文化体験ツアー8 日間」申込金は返金します。

※クレジット契約の場合…当該クレジット会社所定の方法に基づき、三者間で精算します。

ニ) 2025 年 4 月 25 日(金)以降は解約をお受けできません。

ホ) クーリング・オフおよび解約については、解約申し出後に保護者様の同意を確認し、原則保護者様あてに返金します。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。

7. 事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、代表者の氏名

事業者: 島根大学生生活協同組合

住所: 島根県松江市西川津町 1060

電話: 代表 0852-32-6240

担当部署: 松江ショップ 0852-32-6242

代表者: 代表理事(専務理事) 吉谷 淳

8. 本規程の変更・改廃

1) 生協は、必要と認めた場合、本規程の改定を行うことができます。なお改定を実施するときは、生協は 1 か月前までに生協施設内への掲示および生協の Web サイトにて告知することとし、改定後は、全ての受講者に適用されるものとします。

2) 本規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

9. その他

1) 講座指導のノウハウや教材の著作権は島根大学生協に帰属します。

2) 個人情報保護は島根大学生協の個人情報保護方針に基づき管理します。

3) 申込者は受講の権利を他者に譲渡することはできません。

4) 本規程に定める事項について疑義が生じた場合、その他規程に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上解決するものとします。

5) 本規程に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

10. 附則

1) 本規程は 2024 年 12 月 1 日に改定し、2025 年 2 月 1 日から施行します。